

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年2月20日	
【会社名】	株式会社網屋	
【英訳名】	AMIYA Corporation	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 晃太	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	
【電話番号】	(03)6822-9999	
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮田 昌紀	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号	
【電話番号】	(03)6822-9999	
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮田 昌紀	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権付社債及び新株予約権証券	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)	
	その他の者に対する割当	1,500,000,000円
	(第3回新株予約権証券)	
	その他の者に対する割当	8,854,400円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
		1,041,174,400円
	(注)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての第3回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、第3回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が第3回新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。	
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月12日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年2月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、新株予約権付社債及び新株予約権の募集条件その他新株予約権付社債及び新株予約権発行に関し必要な事項が2026年2月20日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、2026年2月19日、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を提出いたしましたので、当該臨時報告書を参考書類に追加し、これらに関連する事項を訂正するため、また、記載事項の一部に誤りがありましたので、添付書類を追加し、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）
(新株予約権付社債に関する事項)
- 3 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
(3) 割り当てようとする株式の数
- 3 発行条件に関する事項
 - (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方
本新株予約権付社債
本新株予約権
 - (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
- 5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の追加）

- ・自己株券買付状況報告書（自2025年3月4日 至 2025年3月31日）
- ・自己株券買付状況報告書（自2025年4月1日 至 2025年4月30日）
- ・自己株券買付状況報告書の訂正報告書（自2025年4月1日 至 2025年4月30日）
- ・自己株券買付状況報告書（自2025年8月1日 至 2025年8月31日）
- ・自己株券買付状況報告書の訂正報告書（自2025年8月1日 至 2025年8月31日）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）】

<訂正前>

（前略）

発行価額の総額（円）	金1,500,000,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の発行価額の総額は2026年2月20日から2026年2月25日までの間のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権付社債及び第3回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日（以下「条件決定日」という。）に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。）
発行価格（円）	各本社債の金額100円につき金100円とするが、条件決定日において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方 本新株予約権付社債」に定める方法と同様の方法で算定された結果、かかる再算定結果に係る評価額レンジの下限が金100円を上回る場合には、かかる評価額レンジの下限の金額とする。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

（中略）

6. 本新株予約権付社債は、2026年2月12日（木）開催の当社取締役会において発行を決議しています。

（後略）

<訂正後>

（前略）

発行価額の総額（円）	金1,500,000,000円
発行価格（円）	各本社債の金額100円につき金100円とする。 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

（中略）

6. 本新株予約権付社債は、2026年2月12日（木）開催の当社取締役会及び2026年2月20日付の当社取締役会において発行を決議しています。

（後略）

（新株予約権付社債に関する事項）

<訂正前>

（前略）

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 転換価額は、当初<u>2026年2月12日</u>における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額とする。但し、転換価額は本欄第3項の規定に従って調整される。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,500,000,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の発行価額の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。）

（中略）

<訂正後>

（前略）

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 転換価額は、当初<u>3,226円</u>とする。但し、転換価額は本欄第3項の規定に従って調整される。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,500,000,000円

（中略）

（後略）

3 【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）】

（1）【募集の条件】

<訂正前>

(前略)

発行価額の総額	金8,185,600円（本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個あたりの発行価額に3,200を乗じた金額とする。）
発行価格	本新株予約権1個当たり2,558円（本新株予約権の目的である株式1株当たり25.58円）とするが、条件決定日において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方 本新株予約権」に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権1個あたりの払込金額が2,558円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を1個あたりの払込金額とする。

(中略)

（注）1. 第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、2026年2月12日（木）開催の当社取締役会決議によるものであります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

発行価額の総額	金8,854,400円
発行価格	本新株予約権1個当たり2,767円（本新株予約権の目的である株式1株当たり27.67円）とする。

(中略)

（注）1. 第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、2026年2月12日（木）開催の当社取締役会決議及び2026年2月20日付の当社取締役会決議によるものであります。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記第(2)号に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、<u>当初、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額とする。</u></p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,055,225,600円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額（発行価額）の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。）</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合は、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>

(中略)

(後略)

<訂正後>

(前略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記第(2)号に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、<u>当初3,226円</u>とする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,041,174,400円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合は、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>

(中略)

(後略)

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,555,225,600	10,000,000	2,545,225,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額(1,500,000,000円)、本新株予約権の発行価額の総額(8,185,600円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(1,047,040,000円)を合算した金額であります。
2. 本新株予約権付社債の発行価額の総額及び本新株予約権の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、その他諸費用であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,541,174,400	10,000,000	2,531,174,400

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額(1,500,000,000円)、本新株予約権の発行価額の総額(8,854,400円)及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(1,032,320,000円)を合算した金額であります。なお、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年2月20日)よりも前の本有価証券届出書においては、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額につき、2026年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額である3,272円が行使価額であると仮定した上で、本新株予約権が全て行使された場合に払い込まれる金額(1,047,040,000円)を見込額として記載しておりました。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、その他諸費用であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2 の全文削除並びに3、4及び5の番号変更

(2) 【手取金の使途】

<訂正前>

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計2,545百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
既存事業への投資	1,000	2026年3月～2027年12月
M&A及び資本業務提携に関わる費用	1,545	2026年3月～2028年12月
合計	2,545	-

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

2. 株価水準等により本新株予約権の行使が進まず想定どおりに資金を調達できない場合は、投資計画の実行時期・内容の見直し、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又はその他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境の変化や投資機会の状況等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に重要な変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 本新株予約権付社債の払込金額1,500百万円及び本新株予約権の発行価額（オプション料（プレミアム））8百万円の合計は1,508百万円であり、発行諸費用10百万円を控除した差引手取概算額1,498百万円を、上記に1,000百万円及び上記に498百万円充当する予定です。また、本新株予約権の行使により払い込まれる資金（最大1,047百万円）が得られた範囲で、上記に順次充当する計画です。なお、本第三者割当契約に基づき、本資金調達により調達する資金を、直接的又は間接的に自己株式を取得する目的に用いないものとする旨を定める予定です。

(中略)

(手取金の具体的な使途)

既存事業への投資(1,000百万円)

当社は、ALogシリーズ、Network All Cloud (Verona・Hypersonix等)、NATURE SERIES及びセキュサポ等の競争力強化と提供価値の高度化を通じて、継続的な成長を図る方針です。

当該方針に基づき、主として以下に充当する予定です。

- ・人材（開発・営業・顧客対応・運用等）の拡充（350百万円）
 - ALog / ALog Cloud / ALog MDR /、Verona、Hypersonix、NATURE SERIES、セキュサポ等に係る開発・導入・運用・顧客対応体制の強化
- ・プロダクト開発（内製・外注）の推進（300百万円）
 - ALogシリーズのAI等の各機能強化、検知・分析・報告の高度化及び品質向上、Verona・Hypersonix等のサービス拡張・運用自動化等
- ・販促・営業強化（250百万円）
 - 代理店・パートナー施策、提案活動の高度化、導入支援コンテンツ整備、案件創出施策等
- ・基盤・運用体制の強化（100百万円）
 - 監視・運用基盤、品質管理、障害対応体制等の強化

(注) 上記の具体的な施策及び対象プロダクト・サービスは、顧客需要、競争環境、採用環境及び開発計画の進捗等を踏まえ、投資対効果の高い領域に優先的に配分する方針であり、区分内において投資対象の入れ替えや優先順位の変更が生じる可能性があります。資金使途又は金額に重要な変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

M&A及び資本業務提携に関わる費用(1,545百万円)

当社は、当社の既存領域（ALogシリーズ、Network All Cloud [Verona・Hypersonix等]、NATURE SERIES、セキュサポ等）と親和性の高い周辺領域の補完を目的として、M&A及び資本業務提携等を検討いたします。想定する投資形態には、事業の取得（株式取得・事業譲受等）に限らず、資本業務提携、共同事業（ジョイントベンチャー）への参画、マイノリティ出資等も含まれます。

当該資金は、主として以下に充当する予定です。

- ・取得対価（1,277百万円）
- ・取引費用（法務・会計税務・評価・登記等）（93百万円）
- ・統合・立上げに係る費用（人材、システム、運用体制等）（134百万円）
- ・価格調整・運転資金増分等の不確実性に備える予備枠（41百万円）

なお、本日開示の資本業務提携は、創業者の保有株式の第三者への譲渡によるものであり、当社の資金支出又は新株式の発行を伴わないため、本資金調達の資金を充当する予定はありません。

また、割当予定先は、当社への資本提供に加え、当社の事業・資本政策に資する業務提携先や資本業務提携先の紹介等の支援を行う方針を有しており、当社が割当予定先から業務提携先や資本業務提携先の紹介を受ける可能性があります。

(注) M&A及び資本業務提携等については、現時点で候補先、個別投資金額、実施時期は定まっておりません。支出予定期間中に上記金額分のM&A等を実施しなかった場合であっても、当該期間の経過後も引き続きM&A等に関わる費用に充当することを含め、事業環境及び投資機会を継続的に検討いたします。また、合理的な投資機会が見込めない場合には、既存事業への投資に充当するなど、企業価値向上に資する範囲で資金配分を見直す可能性があります。

<訂正後>

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計2,531百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期
既存事業への投資	1,000	2026年3月～2027年12月
M&A及び資本業務提携に関わる費用	1,531	2026年3月～2028年12月
合計	2,531	-

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

2. 株価水準等により本新株予約権の行使が進まず想定どおりに資金を調達できない場合は、投資計画の実行時期・内容の見直し、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又はその他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境の変化や投資機会の状況等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に重要な変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
3. 本新株予約権付社債の払込金額1,500百万円及び本新株予約権の発行価額（オプション料（プレミアム））8百万円の合計は1,508百万円であり、発行諸費用10百万円を控除した差引手取概算額1,498百万円を、上記 に1,000百万円及び上記 に498百万円充当する予定です。また、本新株予約権の行使により払い込まれる資金（最大1,032百万円）が得られた範囲で、上記 に順次充当する計画です。なお、本第三者割当契約に基づき、本資金調達により調達する資金を、直接的又は間接的に自己株式を取得する目的に用いないものとする旨を定める予定です。

（中略）

（手取金の具体的な使途）

既存事業への投資（1,000百万円）

当社は、ALogシリーズ、Network All Cloud（Verona・Hypersonix等）、NATURE SERIES及びセキュサポ等の競争力強化と提供価値の高度化を通じて、継続的な成長を図る方針です。

当該方針に基づき、主として以下に充当する予定です。

- ・人材（開発・営業・顧客対応・運用等）の拡充（350百万円）
 - ALog / ALog Cloud / ALog MDR /、Verona、Hypersonix、NATURE SERIES、セキュサポ等に係る開発・導入・運用・顧客対応体制の強化
- ・プロダクト開発（内製・外注）の推進（300百万円）
 - ALogシリーズのAI等の各機能強化、検知・分析・報告の高度化及び品質向上、Verona・Hypersonix等のサービス拡張・運用自動化等
- ・販促・営業強化（250百万円）
 - 代理店・パートナー施策、提案活動の高度化、導入支援コンテンツ整備、案件創出施策等
- ・基盤・運用体制の強化（100百万円）
 - 監視・運用基盤、品質管理、障害対応体制等の強化

(注) 上記の具体的な施策及び対象プロダクト・サービスは、顧客需要、競争環境、採用環境及び開発計画の進捗等を踏まえ、投資対効果の高い領域に優先的に配分する方針であり、区分内において投資対象の入れ替えや優先順位の変更が生じる可能性があります。資金使途又は金額に重要な変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

M&A及び資本業務提携に関わる費用（1,531百万円）

当社は、当社の既存領域（ALogシリーズ、Network All Cloud [Verona・Hypersonix等] ）、NATURE SERIES、セキュサポ等）と親和性の高い周辺領域の補完を目的として、M&A及び資本業務提携等を検討いたします。想定する投資形態には、事業の取得（株式取得・事業譲受等）に限らず、資本業務提携、共同事業（ジョイントベンチャー）への参画、マイノリティ出資等も含まれます。

当該資金は、主として以下に充当する予定です。

- ・取得対価（1,266百万円）
- ・取引費用（法務・会計税務・評価・登記等）（92百万円）

- ・統合・立上げに係る費用（人材、システム、運用体制等）（133百万円）
- ・価格調整・運転資金増分等の不確実性に備える予備枠（41百万円）

なお、本日開示の資本業務提携は、創業者の保有株式の第三者への譲渡によるものであり、当社の資金支出又は新株式の発行を伴わないとため、本資金調達の資金を充当する予定はありません。

また、割当予定先は、当社への資本提供に加え、当社の事業・資本政策に資する業務提携先や資本業務提携先の紹介等の支援を行う方針を有しており、当社が割当予定先から業務提携先や資本業務提携先の紹介を受ける可能性があります。

(注) M&A及び資本業務提携等については、現時点で候補先、個別投資金額、実施時期は定まっておりません。支出予定期間中に上記金額分のM&A等を実施しなかった場合であっても、当該期間の経過後も引き続きM&A等に関わる費用に充当することを含め、事業環境及び投資機会を継続的に検討いたします。また、合理的な投資機会が見込めない場合には、既存事業への投資に充当するなど、企業価値向上に資する範囲で資金配分を見直す可能性があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(3) 割り当てようとする株式の数

<訂正前>

本新株予約権付社債の転換によって交付される株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を当該本新株予約権付社債に係る転換価額で除した数とし、その全てが割当予定先に割り当てられます。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。なお、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式の総数は458,435株（本有価証券届出書提出日現在における見込数であり、当初転換価額を3,272円と仮定した場合における交付株式数です。）です。

本新株予約権の目的である株式の総数は320,000株であり、その全てが割当予定先に割り当てられます（但し、別記「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

（後略）

<訂正後>

本新株予約権付社債の転換によって交付される株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を当該本新株予約権付社債に係る転換価額で除した数とし、その全てが割当予定先に割り当てられます。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。なお、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式の総数は464,972株です。

本新株予約権の目的である株式の総数は320,000株であり、その全てが割当予定先に割り当てられます（但し、別記「第1 募集要項 3 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

（後略）

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 順三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年2月10日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（2,974円）、予定配当額（15.73円／株）、無リスク利子率（1.7%）、ボラティリティ（52.5%）、クレジットスプレッド（0.2% - 1.1%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である額面100円当たり97.2円から100.2円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権付社債の払込金額を額面100円当たり100円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権付社債の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果、評価額レンジの下限が本日以降の株価の上昇等を理由として額面100円当たり100円を上回ることとなる場合には、かかる評価額レンジの下限の金額を本新株予約権付社債の払込金額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果の上限が額面100円当たり100円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権付社債の払込金額は、本日決定された額面100円当たり100円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権付社債の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、払込金額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権付社債の払込金額が、額面100円当たり100円を下回って決定されることはありません。また、転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額を転換価額といたします。

また、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権付社債の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権付社債の払込金額を最終的に決定する際にいますが、当社は、本新株予約権付社債の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会が、発行決議日における本新株予約権付社債の価値と条件決定日時点における本新株予約権付社債の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権付社債の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権付社債の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年2月10日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（2,974円）、予定配当額（15.73円／株）、無リスク利子率（1.7%）、ボラティリティ（52.5%）、クレジットスプレッド（0.2% - 1.1%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本

新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権 1 個の払込金額を2,558円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として2,558円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が2,558円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された2,558円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権 1 個あたりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である2,558円を下回って決定されることはありません。また、本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との協議を経て、2026年 2 月 12 日における東証終値の110%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額を行使価額といたします。

また、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

<訂正後>

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権付社債の価値を算定するため、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年2月10日及び2026年2月19日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（発行決議日時点：2,974円、条件決定日時点：3,255円）、予定配当額（15.73円／株）、無リスク利子率（発行決議日時点：1.7%、条件決定日時点：1.6%）、ボラティリティ（52.5%）、クレジットスプレッド（0.2% - 1.1%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である額面100円当たり97.2円から100.2円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権付社債の払込金額を額面100円当たり100円としました。そして、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日（2026年2月20日）を条件決定日としたところ、条件決定日時点の評価額は額面100円当たり99.7円から102.5円と算定され、下限である99.7円が発行決議日時点における本新株予約権付社債の払込金額である額面100円当たり100円を下回っていたことから、より既存株主の利益に資する払込金額となるよう、最終的に本新株予約権付社債の払込金額を額面100円当たり100円と決定しました。また、転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（3,226円）と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額を転換価額とすることとしたが、条件決定日時点における転換価額は上記算式に基づき算定した結果2,930円となりましたので、最終的に転換価額を3,226円と決定しました。

なお、当社監査等委員会は、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権付社債の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を表明しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年2月10日及び2026年2月19日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（発行決議日時点：2,974円、条件決定日時点：3,255円）、予定配当額（15.73円／株）、無リスク利子率（発行決議日時点：1.7%、条件決定日時点：1.6%）、ボラティリティ（52.5%）、クレジットスプレッド（0.2% - 1.1%）及び市場出来高、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に権利行使及び株式売却を実施すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を2,558円としました。そして、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日（2026年2月20日）を条件決定日としたところ、条件決定日時点の評価額は2,767円と算定され、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を2,767円と決定しました。また、本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との協議を経て、2026年2月12日における東証終値の110%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（3,226円）と、条件決定日の直前取引日における東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い金額を行使価額とすることとした

が、条件決定日時点における行使価額は上記算式に基づき算定した結果2,930円となりましたので、最終的に行使価額を3,226円と決定しました。

なお、当社監査等委員会は、当社取締役会に対して、払込金額を含む本新株予約権の発行条件については、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

<訂正前>

本新株予約権付社債の全部が本日時点における見込み当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数458,435株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数320,000株を合算した総株式数は778,435株であり、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数8,830,400株に対し最大8.82%（2025年12月31日現在の当社議決権個数84,976個に対しては最大9.16%）の割合となります。当社は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に際して交付する当社普通株式について、原則として自己株式を充当する方針であることから、（自己株式数が交付する当社普通株式数に不足することが見込まれる際に新株式の発行を行う場合を除き）本件により当社の発行済株式総数が増加することは想定しておりません。他方、自己株式は、その処分の前には議決権を有しないため、自己株式の交付により議決権株式が増加し、議決権比率ベースでは希薄化が生じます。

（後略）

<訂正後>

本新株予約権付社債の全部が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数464,972株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数320,000株を合算した総株式数は784,972株であり、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数8,830,400株に対し最大8.89%（2025年12月31日現在の当社議決権個数84,976個に対しては最大9.24%）の割合となります。当社は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使に際して交付する当社普通株式について、原則として自己株式を充当する方針であることから、（自己株式数が交付する当社普通株式数に不足することが見込まれる際に新株式の発行を行う場合を除き）本件により当社の発行済株式総数が増加することは想定しておりません。他方、自己株式は、その処分の前には議決権を有しないため、自己株式の交付により議決権株式が増加し、議決権比率ベースでは希薄化が生じます。

（後略）

5 【第三者割当後の大株主の状況】

<訂正前>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
キヤノンマーケティング ジャパン株式会社	東京都港区港南二丁目 16番6号	1,195,000	14.61	1,195,000	<u>13.34</u>
石田 晃太	千葉県船橋市	1,116,456	13.65	1,116,456	<u>12.47</u>
シンプルクス・キャピタル・PIPEs投資事業有限 責任組合1号	東京都千代田区丸の内 一丁目5番1号			<u>778,435</u>	<u>8.69</u>
サイバーソリューションズ株式会社	東京都港区芝浦三丁目 4番1号	562,000	6.87	562,000	<u>6.28</u>
株式会社日本カストディ 銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁 目8番12号	481,500	5.89	481,500	<u>5.38</u>
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社（信託 口）	東京都港区赤坂一丁目 8番1号	367,700	4.50	367,700	<u>4.11</u>
グローバルセキュリティ エキスパート株式会社	東京都港区海岸一丁目 16番1号	352,000	4.30	352,000	3.93
伊藤 整一	千葉県市川市	303,200	3.71	303,200	<u>3.39</u>
Ende Flusses合同会社	神奈川県川崎市中原区 小杉町一丁目526番地 8 スカイコート武蔵 小杉201室	302,600	3.70	302,600	3.38
株式会社菱友システムズ	東京都港区芝浦一丁目 2番3号	270,000	3.30	<u>74,000</u>	3.01
計		4,950,456	60.54	<u>5,728,891</u>	<u>63.97</u>

(後略)

<訂正後>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
キヤノンマーケティング ジャパン株式会社	東京都港区港南二丁目 16番6号	1,195,000	14.61	1,195,000	13.33
石田 晃太	千葉県船橋市	1,116,456	13.65	1,116,456	12.46
シンプルクス・キャピタ ル・PIPEs投資事業有限 責任組合1号	東京都千代田区丸の内 一丁目5番1号			784,972	8.76
サイバーソリューション ズ株式会社	東京都港区芝浦三丁目 4番1号	562,000	6.87	562,000	6.27
株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁 目8番12号	481,500	5.89	481,500	5.37
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区赤坂一丁目 8番1号	367,700	4.50	367,700	4.10
グローバルセキュリティ エキスパート株式会社	東京都港区海岸一丁目 16番1号	352,000	4.30	352,000	3.93
伊藤 整一	千葉県市川市	303,200	3.71	303,200	3.38
Ende Flusses合同会社	神奈川県川崎市中原区 小杉町一丁目526番地 8 スカイコート武蔵 小杉201室	302,600	3.70	302,600	3.38
株式会社菱友システムズ	東京都港区芝浦一丁目 2番3号	270,000	3.30	270,000	3.01
計		4,950,456	60.54	5,735,428	63.99

(後略)

第三部【参照情報】

<訂正前>

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）2025年3月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第30期中（自2025年1月1日 至2025年12月31日）2025年8月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月13日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

<訂正後>

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第29期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）2025年3月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第30期中（自2025年1月1日 至2025年12月31日）2025年8月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月20日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2026年2月19日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月20日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年2月20日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。